

5	年	保	存
機	密	性	1
令和 2 年 2 月 28 日から 令和 7 年 2 月 27 日まで			

地 発 0228 第 15 号
基 政 発 0228 第 1 号
雇 均 職 発 0228 第 2 号
令 和 2 年 2 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚 生 労 働 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
労 働 基 準 局 労 働 条 件 政 策 課 長
雇 用 環 境 ・ 均 等 局 職 業 生 活 両 立 課 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う特別休暇制度の
導入に関するコンサルティング支援の充実について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨（中略）を強力に呼びかける」こととされたとともに、昨日、安倍内閣総理大臣から、「子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週 3 月 2 日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請します。」と発言されたことを踏まえ、今後、病気休暇等の特別休暇制度について新たに導入を検討する企業から、特別休暇制度の具体的な導入方法等に関する相談が増加することが想定される。

このため、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、令和 2 年 2 月 14 日に設置した「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」（以下「特別労働相談窓口」という。）と連携の上、特別休暇制度の導入に関するコンサルティング支援等を充実させることとするので、この対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 局における対応

(1) 特別労働相談窓口に係る情報との連携

局のホームページに掲載している特別労働相談窓口に係る情報に、局雇用環境・均等部（室）（以下「局雇均部（室）」という。）に配置されている「働き方・休み方改善コンサルタント」（以下「コンサルタント」という。）による特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援（以下「特別休暇コンサルティング」という。）を実施していることについて追記するなど、特別労働相談窓口の情報と特別休暇コンサルティングの案内について情報連携を図ること。

その際、コンサルタントによる特別休暇コンサルティングが無料で利用可能であること（特に企業訪問によるコンサルティングが利用可能であること、また、具体的な支援方法として就業規則の整備支援等が利用可能であること）について具体的に記載すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ&A等を活用した丁寧な対応

「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」において、特別休暇制度の導入に当たっての具体的手続について解説しているのので了知すること。

また、特別休暇制度の導入に関する相談がなされた場合には、このQ&Aの<参考>として記載している次の資料についても併せて活用し、特別休暇制度の導入に当たっての就業規則の作成、変更手続や具体的な導入例の紹介など、丁寧な対応を行うこと。

① リーフレット「就業規則を作成しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-4.pdf>

② モデル就業規則

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

③ リーフレット「病気休暇制度 支えられる安心、支える安心」

https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/h29_byouki.pdf

④ 社員と会社が元気になる休暇制度導入事例 2018

https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/20191122_1.pdf

(3) 丁寧な特別休暇コンサルティングの実施

局雇均部（室）は、コンサルタントに対し、特別休暇コンサルティングを行う際、上記(2)のQ&A等について活用するよう指示すること。

特別休暇コンサルティングを希望する相談者の来局時等に、コンサルタントが不在等の場合には、局雇均部（室）において、上記(2)のQ&Aを示す等により、特別休暇制度の導入に関する一般的な留意点について説明すること。

また、相談者が企業訪問を希望する場合には、連絡先を確認し、後日、コ

ンサルタントから相談者に連絡の上、企業訪問による支援を実施するなど、迅速丁寧な対応に努めること。

なお、相談が多数寄せられる等の状況が認められる場合には、局労働基準部からの応援について局内で組織的に検討の上、必要な体制整備を図ること。

2 署及び働き方改革推進支援センターにおける対応

署において、特別休暇制度の導入に関する相談がなされた場合には、前記1(2)の対応を行うとともに、相談者が特別休暇コンサルティングを希望する場合には、確実にコンサルタントに取り次ぐこと。

また、局雇均部（室）は、働き方改革推進支援センターにおいても、窓口の前記1(2)のQ&A等を配架し、相談者の希望に応じ、コンサルタントの活用を教示する等、適切に対応するよう指示すること。